

公共事業労務費調査の有効標本率改善のお願い

公共事業労務費調査は、公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」設定の基礎となるもので、技能労働者の方の賃金実態を把握するための重要な調査です。

同調査は、土木工事共通仕様書に位置付けられており、対象となった場合、協力いただかなければならない調査です。費用についても、現場管理費にて計上しています。

1 現状と課題

昨年度(令和5年10月)の公共工事労務費調査において、**本県有効標本率は67%となり、近畿70%および全国80%を下回る結果となりました。**

同調査の結果が翌年度の公共工事設計労務単価となるため、賃金実態をより正確に反映させるには、**有効標本率の向上**が不可欠です。

2 お願い

有効標本率を向上させるために、

1) 調査対象工事受注者及び協力会社において、「公共事業労務費調査の手引き（国土交通省）」や別添「参考資料」棄却理由等を確認の上、**データとしての信頼性が担保される調査票を作成願います。**

2) 調査に際して、調査受託業者「**(一財)建設物価調査会**」からの**問合せへ適切に対応願います。**

【参考】

土木工事共通仕様書

1-1-1-12 調査・試験に対する協力

2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

土木工事標準積算基準書（共通編）

3. 現場管理費

16) 公共事業労務費調査に要する費用

引用元：国土交通省 公共事業労務費調査の手引き

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

**皆様から提出して頂いた調査票のうち、
「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。**

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

標本数の確保のためだけでなく、せっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こんな理由で棄却されています!! (主なもの)

就業規則に定める所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない

調査票への記入事項の根拠となる資料がない

例) 作業日報、出勤簿等 (過去一年分) 等

**棄却されないためには・・・**

就業規則※に定める所定労働時間が、週 40 時間以内になるようにしてください。

就業規則※や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。

※おおむね 10 年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

※労働者の数が「常時 10 人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。



<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001514209.pdf>